

# 妊婦歯科健康診査費用の払い戻し制度をご希望の人へ

## <1. 制度の概要>

協力歯科医療機関以外での歯科医院で妊婦歯科健診を受診された場合、費用を妊婦ご本人が自費でいったん支払い、その後、福知山市に申請することで公費負担分の費用が返ってくるという制度です。

## <2. 対象者>

福知山市に住民票がある妊婦



## <3. 申請に必要な書類等>

① 福知山市妊婦歯科健康診査費支給申請書

② 印鑑（認め印）

③ 領収書（原本）

領収書は、自費支払い分（保険適用外分）が払い戻しの対象となります。治療分の費用は対象外となります。領収書等は希望される人へのみ、振込み終了後にお返しします。

④ 通帳（入金希望のもの）

※ 郵送の場合 口座情報（金融機関名・支店名・普通と当座の別・口座番号・口座名義人）の入ったページの写しを同封してください。

※申請期限 できるだけ速やかに申請してください。

## <4. 手順>

1. 受診券と母子健康手帳を持参して、歯科医院を受診してください。
2. 歯科医院に「**歯科健診医療機関へのお願い**」を提出。

### <<注意>>

妊婦歯科健診の実施内容には、治療は含まれません。もし、歯石除去等される場合は、保険診療となり歯科健診の対象にはなりません。再受診が難しい等の理由で歯科健診と共に歯石除去等の保険診療における治療をされた場合、初再診療と検査料を合算し、その額の本人負担額分しか償還払いできませんのでご了承ください。（約1300円程度）

3. 福知山市に必要書類を提出してください。

書類の提出は郵送または各保健福祉センターの窓口に提出してください。

郵送の場合は、必要書類をそろえて、下記窓口に送付してください。

4. 申請されてから約1～2か月後に口座に振込みをさせていただきます。支払案内書は通知しませんので、振込予定時期に通帳をご確認ください。（振込日、フクチャマシコドモセイサク、振込金額が表記されます。）

（問い合わせ先）

〒620-0035

京都府福知山市字内記（内記三丁目）100番地（ハピネスふくちやま内）

福知山市福祉保健部子ども政策室 母子保健係

電話0773-24-7055